

指定施術機関(廃止)

※中国残留邦人等支援法第14条第4項において、その例とされた指定

区分名	施術者氏名	住所（施術者が施術所を開設している場合は、施術所所在地）	施術所名称（施術者が施術所を開設している場合のみ表示）	廃止年月日	支援給付※
柔道整復	田中 清隆	北名古屋市井瀬木五反地49	田中接骨院	2025/03/30	みなし指定
はり・きゅう	宮地 浩二	愛知県海部郡大治町花常東屋敷83	はり・きゅう ミヤチ	2025/03/31	指定